

議会運営委員会記録	
開 会 年 月 日	令和 6 年 10 月 8 日
開 会 時 刻	午前 8 時 59 分
閉 会 時 刻	午前 9 時 16 分
出 席 委 員 名	◎久保 真 ○中村 功 大西要一 宮崎 誠
	上村和生 楠木宏彦 野崎隆太 吉井詩子
	浜口和久
	藤原清史 議長
	岡田善行 副議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	大西要一 宮崎 誠
担 当 書 記	奥野進司
審 査 案 件	1 本日の議事日程について
	2 請願の紹介議員の取扱いについて
	3 次回の定例会の予定について
説 明 員	議会事務局長、議会事務局次長、議事係長
	総務部長、総務部参事、総務課長、総務課法制係長

会議の概要

久保委員長が開会を宣告。議長発言の後、直ちに会議に入り、会議録署名者に大西委員、宮崎委員の両委員を指名した。

始めに「本日の議事日程について」を議題とし、杉原議会事務局長から別紙のとおり、請願が採択された場合には、請願に係る意見書の提出を日程に追加する必要があること、及び各常任委員会から閉会中の継続審査・調査の申出がされたことによる議事日程の変更についての説明をしたところ、発言もなく、議会事務局説明のとおり決定した。

休憩を挟み、当局職員退席の後、「請願の紹介議員の取扱いについて」を議題とし、奥野議事係長から別紙のとおり県内各市議会の請願の紹介議員の取扱いについて説明があり、野崎委員からは正副議長、常任委員会正副委員長に制限をかけ、常任委員会委員をどうするか、議会運営委員会についてを所管とみなすのかについて検討を要するとの意見、中村委員からは正副議長、常任委員会正副委員長に制限をかける意見、吉井委員からは議事をつかさどるという点から正副議長、常任委員会委員長に制限をかけ、常任委員会副委員長については検討を要するとの意見、そのほか持ち帰りを希望する委員もあり、協議の結果、次回改めて協議することを決定した。また、中村委員から、12月定例会に間に合うように協議してはどうかと提案する意見があった。

次に、杉原議会事務局長から、「次回の定例会の予定について」、12月2日月曜日から18日水曜日までの17日間で、また、開会前の議会運営委員会については、11月25日月曜日、午前10時に開会予定である旨の説明があり、議会運営委員会を閉会した。

上記署名する。

令和6年10月8日

委員長

委員

委員

議会運営委員会 事務局説明文（令和6年10月8日）

【本日の議事日程について】

それでは、議長に代わりまして、御説明いたします。

本日の議事日程につきましては、先の議会運営委員会で御決定いただいておりますが、請願が本会議で採択された場合には、請願に係る意見書の提出を日程に追加する必要がありますこと、各常任委員会から「閉会中の継続審査・調査の申出」がなされたことから、議事日程の変更案を作成いたしましたので、御説明を申し上げます。

それでは「日程案」を御覧ください。

このあと午前10時に、本会議の継続会議を開き、「議案第87号外3件一括」を上程し、決算特別委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑の後、川口議員から、議案第87号について反対討論の通告がありますので、討論を行った後、「議案第87号」と「他の3件一括」に分けて、それぞれ御決定いただきます。

なお、採決につきましては、「発議第7号 常任委員会の閉会中の継続審査・調査について」を除き、すべて起立採決とさせていただきますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

次に、「議案第91号外3件一括」を上程し、関係常任委員会からそれぞれ審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第95号外6件一括」を上程し、所管常任委員会からそれぞれ審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第102号」を上程し、教育民生委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第103号」を上程し、産業建設委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第104号」を上程し、産業建設委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「令和6年請願第2号」を上程し、教育民生委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

なお、本件につきましては、委員会において「採択すべし」と決定されております。

また、「請願第2号」は、意見書の提出を求める請願でありますので、本会議で採択をされましたら、「意見書の提出について」を「発議第8号」として日程に追加し、御審議をお願いいたします。

意見書につきましては、配付、共有いたしましたとおり、あらかじめ教育民生委員会で作成していただいております。

また、本会議場での意見書提出についての発議案の配付は、「請願第2号」の採択後にデータで配付・共有することとなりますので、議場にタブレットを持参いただきますよう、お願いいたします。

次に、「令和6年請願第3号」を上程し、教育民生委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑をいただきます。

本件につきましては、教育民生委員会においては「継続審査にすべし」と決定されております。そのため、委員長報告に対する質疑の後、「楠木議員から継続審査に反対する討論」の通告がありますので、討論を行った後、「継続審査とすること」について採決いただきます。

次に、各常任委員会から、「所管事業の令和6年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査」のため、議長に対して閉会中の継続調査の申出がなされておりますので、「発議第7号 常任委員会の閉会中の継続審査・調査について」を上程し、御決定いただきます。

また、この案件につきましては、先に説明しましたように、簡易採決とさせていただきます。

以上で本定例会提出の全議案を議了し、閉会となりますが、その前に市長から発言の申出がありますので許可いたし、発言が終わりましたら閉会といたします。

また、議会閉会後に「広報広聴検討分科会」をお願いすることといたしております。

本日の日程は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

【請願の紹介議員の取扱いについて】

それでは、請願の紹介議員の各市議会での取扱いにつきまして説明いたします。

前回、9月17日の議会運営委員会を受け、県内の各市議会に請願の紹介議員になることについて、制限を設けているかどうか調査をしましたので、その結果について報告させていただきます。

資料1をお願いします。

まず、この表の見方ですが、資料の塗りつぶし部分が紹介議員になれないこととしている議員を表しております。

それでは、県内各市の状況を説明させていただきます。

今回、調査させていただきまして、伊勢市を除く県内すべての市議会において、申し合わせなどで、紹介議員となることについて制限を設けていることが分かってまいりました。

その制限の内容ですが、表の上から、四日市市、いなべ市、伊賀市の3市については、正副議長、所管の常任委員会 正副委員長、所管の常任委員会委員ともに紹介議員となることに制限を設けております。

次に、津市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市の7市は、正副議長、所管の常任委員会 正副委員長に制限を設けております。

次に、鳥羽市においては、正副議長、所管の常任委員会委員長に加え、議会運営委員会委員長についても、請願の紹介議員となることに制限を設けております。

鳥羽市議会は、常任委員会が行政常任委員会と予算決算常任委員会だけで、いずれの委員会も行政全てが分野となりますので、委員長はすべての請願について紹介議員となることができないことになります。

また、議会運営委員会委員長についても同様に、全ての請願について紹介議員になることができないという回答をいただいております。

次に、志摩市については、議事の進行をつかさどる議長、所管の常任委員会委員長につ

いて、また、熊野市については、正副議長に関する規定はないのですが、正副委員長を含む所管の常任委員会委員は請願の紹介議員になることについて制限を設けております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。